○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道樺戸郡新十津川町字トップ一の一・一の二・一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地及びダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡清水町字美蔓一〇〇〇の一四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社日本住宅保証検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	丸山　光男
変更後	山田　勝利、大川原時男

(2)　変更年月日

平成二十一年六月十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	堀江　延昌、梶山　陽平
変更後	望月　仁、鈴木　実

(2)　変更年月日

平成二十一年八月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	遠藤あゆみ、長島　政弘

(2)　変更年月日

平成二十一年八月十五日

六(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	茨城県土浦市港町一丁目七番三号
変更後	茨城県土浦市城北町十六番十八号

(2)　変更年月日

平成二十一年八月十七日

○国土交通省告示第千六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人住宅金融普及協会

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	浅野間一夫
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十一年七月三十一日

四(1)　代表者の氏名の変更

変更前	浅野間一夫
変更後	高田　英生

(2)　変更年月日

平成二十一年八月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	杉永　幸広、佐藤　篤志

(2)　変更年月日

平成二十一年八月十四日